

# 令和 8 年度労働行政運営方針等について (安全衛生関係の概要)

福島労働局 労働基準部 健康安全課

# 1 令和8年度 福島労働局行政運営方針

## 令和8年度福島労働局行政運営方針

### 最重点施策

- 1 魅力ある職場づくりと多様な人材の活躍促進に向けた取組
- 2 東日本大震災からの復興支援

### 重点施策（安全衛生関係のみ抜粋）

- 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
  - (1) 第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進
  - (2) 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

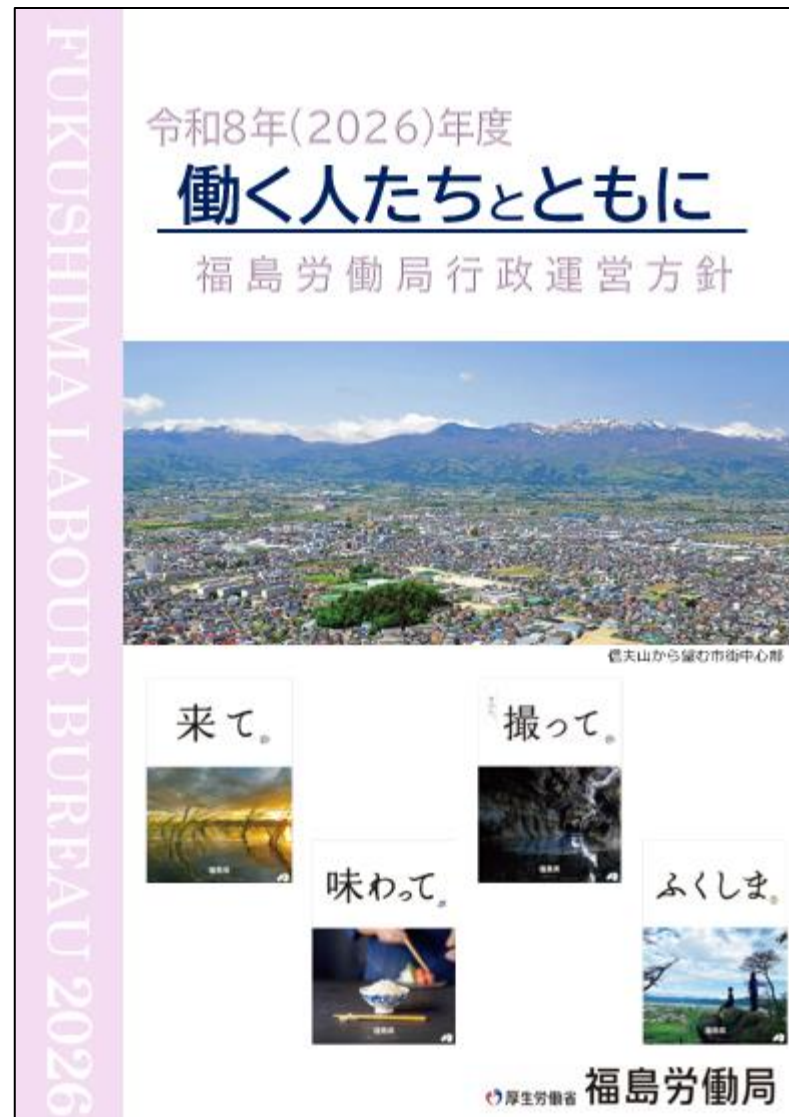


安全衛生部署においては、  
原発での廃炉作業をはじめ  
とした復旧・復興に従事する  
労働者の健康・安全対策等  
を推進することとしています。

令和8年度の安全衛生業務については、

東日本大震災からの復興支援  
第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進  
改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

の3つの柱をもとに業務を推進していくこととしています。



## 2 福島労働局 第14次労働災害防止計画

2023年度(令和5年度)を初年度として5年間にわたり重点的に取り組むべき事項を定めた「福島労働局 第14次労働災害防止計画」(福島計画)を策定し、

基準となっている令和4年の死亡者数が21人であるため、**目標は19人以下**

- **死亡者数**を、2022年(令和4年)と比較して2027年(令和9年)までに**5%以上減少させる**こと
- **死傷者数**を、2022年(令和4年)と比較して2027年(令和9年)までに**減少に転じさせる**こと

等为目标に、管内の労働災害の更なる減少に向けて、労働災害防止対策の推進に取り組んでいます。

### 福島労働局 第14次労働災害防止計画 (2023年度~2027年度)

労働災害防止計画とは  
労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために、業、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。  
○「福島労働局第14次労働災害防止計画」は策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、福島労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

**計画のねらい**

- 誰もが安全で健康に働くために、事業者、注文者、労働者等が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。
- 労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、事業者の規模、雇用形態や年齢層による、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が責任力を十分に発揮できる社会を築かなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の安全確保対策、放射性物質による健康障害防止対策、安全確保対策等の推進を図る。

**アウトプット指標**  
事業者が、計画の重点事項の達成度として、労働者の協力の下、達成を目指す指標

**目**

- 以下を目標とし、アウトカム指標の達成を目指す。
  - 死亡災害 → 死亡者数を2022年と比較して5%以上減少させる。
  - 死傷災害 → 死傷者数(休業4日以上)を2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

**アウトカム指標**  
アウトプット指標を達成した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

**アウトカム指標 (期待される結果)**

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**
  - ・転倒・年別別死傷千人率(年齢の千人当たりの災害発生件数)を2027年までに男女とも半減に達成させる。
  - ・転倒による平均休業日数を2027年までに40日以下とする。
  - ・社会福祉施設における膝痛の死傷千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- 東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進**
  - ・福島第一原子力発電所の廃炉作業及び除染作業等における安全衛生確保対策の徹底を図る。
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進**
  - ・60歳以上の死傷千人率を2027年までに男女とも増加に歯止めをかける。
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**
  - ・外国人労働者の死傷千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。
- 業種別の労働災害防止対策の推進**
  - ・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
  - ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
  - ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
  - ・林業において、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大層な削減に向けて取り組み、死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- 労働者の健康確保対策の推進**
  - ・連労働時間40時間以上である雇用者のうち、連労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
  - ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進**
  - ・化学物質の性状に關連の強い死傷災害(有毒物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画と比較して、5%以上減少させる。
  - ・熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

年	死亡者数	休業4以上の死傷者数
2013	31	32
2014	32	33
2015	30	20
2016	13	20
2017	20	17
2018	21	21
2019	21	21
2020	21	21
2021	21	21
2022	21	21
2023	21	21
2024	21	21
2025	21	21
2026	21	21
2027(目標)	19.7	19

お問い合わせは、福島労働局 各労働基準監督署へ 福島労働局

アウトプット指標 (事業者が達成を目指す指標)	福島労働局の重点実施事項 (取り組むこと)
<p><b>○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進及び高齢労働者の労働災害防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業者の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>・即売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。</li> <li>・介護職の業務において、ノーリフトケアを導入している事業者の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> <li>・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒災害の発生状況や第三次産業の業種に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ・動画等を活用した効果的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を図る。</li> <li>・「転倒・年別別死傷千人率(転ばないでね!)」実施要領の周知を図る。</li> <li>・「現場における転倒予防対策」に基づく転倒予防対策の普及を図る。</li> <li>・介護職員の身体の負荷軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など介護予防対策の普及を図る。</li> <li>・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を図る。</li> <li>・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康確保推進の取組を推進するため、「事業場における労働者の健康確保推進のための指針」(「HPI指針」)の周知を図る。</li> </ul>
<p><b>○東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所の廃炉作業及び除染作業等、特定建設業及び及び土木・建設業等における安全衛生管理、並びに労働管理、並びに就業対策、労働管理等を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所について、放射線防護措置等の作業計画の作成及び引継ぎに基づく作業を実施するよう周知を図る。</li> <li>・除染作業等について、適切な労働管理、保護具の着用、特別教育、健康診断及びその結果に基づく事後措置等を実施するよう周知を図る。</li> </ul>
<p><b>○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人に翻訳された教材や簡易教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業者の割合を2027年までに30%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人労働者への効果的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、イメージしやすいデザインと母国語表記を併せた標識を掲示する等、危険の「見える化」の促進を図る。</li> </ul>
<p><b>○業種別の労働災害防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「労働者における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業の事業者(両主となる事業者を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。</li> <li>・建設・転倒災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>・「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を2027年までに60%以上とする。</li> <li>・「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックからの荷の積み卸し作業における墜落・転倒防止対策の充実強化を内容とする改正労働安全衛生規則の周知・指導を行う。</li> <li>・「建設作業における安全対策ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、自主事業者対策に取り組む。</li> <li>・建設業の転倒災害対策、一般建設業の転倒災害対策、建設業の転倒災害防止の充実強化を内容とする改正労働安全衛生規則の周知・指導を行う。</li> <li>・職業安全を有する機械の使用により、現場の作業者が適切なリスクを認識できる取組を推進する。</li> <li>・立木の伐倒時の危険、かかり木等の発生・倒壊の危険を認識するとともに、下枝を保護する保護具の着用や木材代出機械等の安全対策の周知を図る。</li> </ul>
<p><b>○労働者の健康確保対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</li> <li>・勤務インターバル制度を導入している企業を2025年までに15%以上とする。</li> <li>・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>・50人未満の小規模事業者におけるストレスチェックの実施の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>・必要な産業保健サービスを提供している事業者の割合を2027年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組等を進める。</li> <li>・健康経営の取組を含めたメンタルヘルス対策や産業保健活動に取り組む事業者の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>・「第10次労働安全衛生法改正指針」に基づき、再発防止の取組の周知・指導を行う。</li> <li>・「第10次労働安全衛生法改正指針」に基づき、再発防止の取組の周知・指導を行う。</li> <li>・日本工業規格に適合した安全指針や労働安全衛生法に基づく効果的な機器・用品の普及を図るとともに、「現場における科学的労働時間管理」の周知・指導を行う。</li> </ul>
<p><b>○化学物質等による健康障害防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法に基づく「有害物質」のS5交付の取組が完了し、危険性・有害性が把握されている化学物質について、S5交付を行っている事業者の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</li> <li>・リスクアセスメントの実施の取組が完了し、危険性・有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントの実施率を2025年までに80%以上とする。</li> <li>・50人未満の小規模事業者におけるリスクアセスメントの実施率を2027年までに50%以上とする。</li> <li>・労働者の健康又は健康確保を目的とするための必要な措置を実施している事業者の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>・熱中症対策のために暑気指数を把握・活用している事業者の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな化学物質取組に係る労働安全衛生法関係令について、円滑な実施のための周知を図るとともに、S5等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づき適切な措置を適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。</li> <li>・「はさまれ・巻き込まれ防止対策指針」等に基づき、石盤は「密閉」した状態での周知・指導を行う。</li> <li>・「第10次労働安全衛生法改正指針」に基づき、再発防止の取組の周知・指導を行う。</li> <li>・適正な使用の取組の周知・指導を行う。</li> <li>・日本工業規格に適合した安全指針や労働安全衛生法に基づく効果的な機器・用品の普及を図るとともに、「現場における科学的労働時間管理」の周知・指導を行う。</li> </ul>

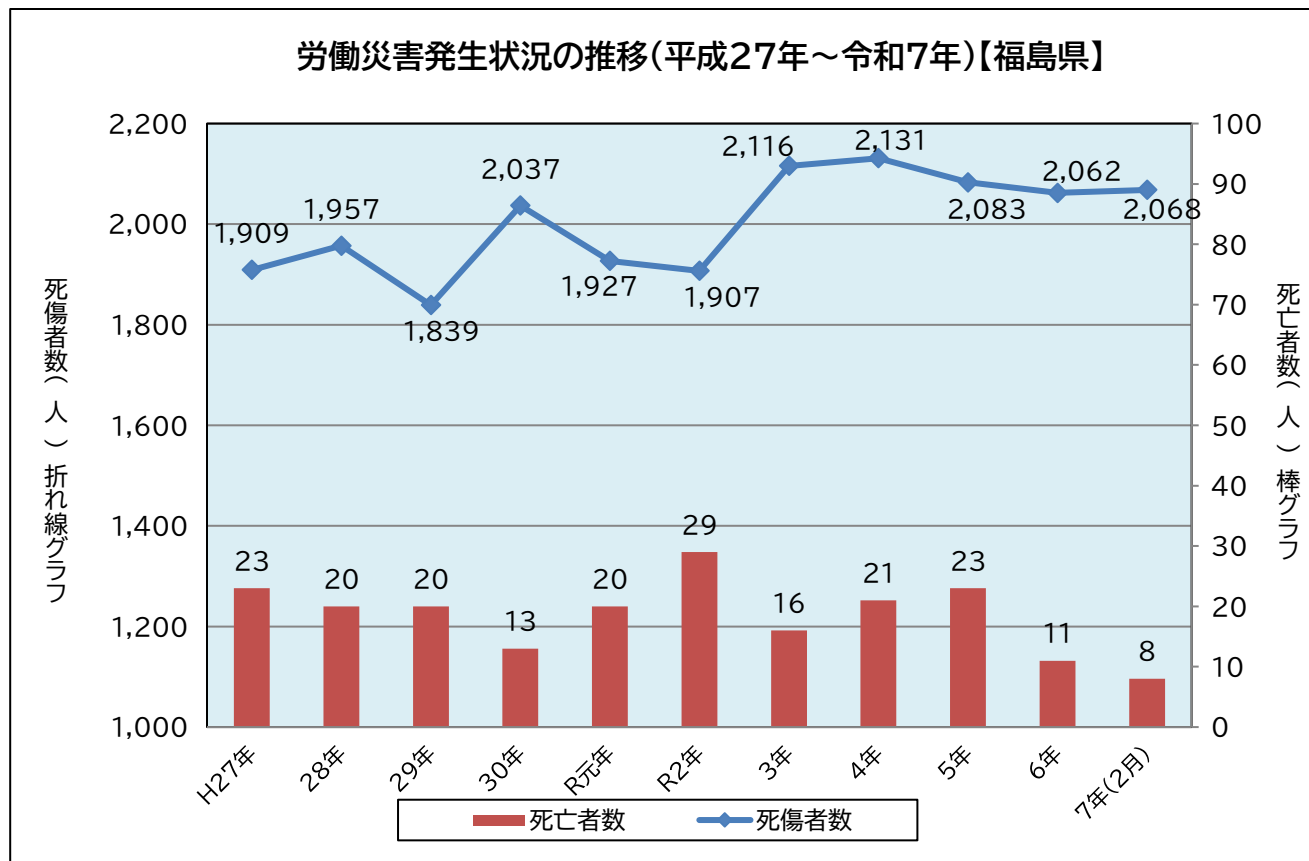
## 2 福島労働局 第14次労働災害防止計画（推進状況）

### ● 福島県内の労働災害発生状況の推移

- 死亡者数については、令和5年に増加したものの、令和6年以降は**目標値(19人)を大きく下回って**おり、令和6年には過去最少となりましたが、令和7年は更に過去最少を更新する見込みとなっています。
- 死傷者数は、令和5年以降全て目標値を下回り、毎年減少していましたが、令和7年については**増加に転じて**います。なお、死傷者数が今まで目標値を下回っていたのは、基準となる令和4年の死傷者数が2,131人と多かった影響が大きく、平成21年から平成23年にかけては1,700人台であったこともある中、14次防の期間中いずれも年間2,000人を超えており、**長期的に見ると減少に転じているとは言えない状況**です。
- 60歳以上の高齢者の労働災害が34.7%を占めており、その割合は**年々増加**しています。また、高齢者の労働災害の約4割が転倒災害となっています。
- 令和8年については、3月23日時点ですでに**死亡者が4人**となっており、増加に転じるおそれがあります。



**引き続き労働災害防止にご協力を**



※労働者死傷病報告（休業4日以上）による。  
※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。  
※令和7年は令和8年2月末時点の速報値。

# 3 労働安全衛生法令等の改正について

## 労働安全衛生法等の改正(令和7年5月8日成立、5月14日公布) 労働施策総合推進法の改正(令和7年6月4日成立、6月11日公布)

改正労働安全衛生法等、改正労働施策総合推進法については、順次施行されることになっていきますので、**施行の都度、広報誌等により周知**をお願いいたします。

### 1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

- (1) 注文者等の配慮【令和7年5月14日施行】
- (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大【令和8年4月1日施行】
- (3) 業務上災害報告制度の創設【令和9年1月1日施行】
- (4) 個人事業者等自身への義務付け【令和9年4月1日施行】
- (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け【令和9年4月1日施行】

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【公布後3年以内に政令で定める日から施行】

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保【公布後5年以内に政令で定める日から施行】
- (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知【令和8年4月1日施行】
- (3) 個人ばく露測定の精度担保【令和8年10月1日施行】

### 4. 機械等による労働災害防止の促進等

- (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し【令和8年4月1日施行】
- (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化【令和8年1月1日施行】

### 5. 高年齢労働者の労働災害防止【令和8年4月1日施行】

### 6. 治療と仕事の両立支援の推進【令和8年4月1日施行】

事業主・労働災害防止団体の皆さま

## 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

#### (1)注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

#### (2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。  
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

#### (3)業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととされています。

#### (4)個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ職場において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

# 4 自発的な安全衛生対策の取組を促進するための周知等に係る協力のお願 いについて

## 令和8年1月26日付け福島労基発0126第1号「自発的な安全衛生対策の取組を促進するための周知等に係る協力の お願いについて」

当局では、「第14次労働災害防止計画」の重点項目の一つとして「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」を掲げていることから、労働災害防止団体の皆さまには、会員事業場等に対し、**安全衛生対策に取り組む必要性や意義等に係る周知啓発のご協力**をお願いするとともに、同周知啓発の促進のため、**令和8年度の活動計画を策定されるに当たり、厚生労働省や当局が主唱する各種イベントにおける取組のご協力**をお願いしているところです。

### これまでご協力をお願いしてきた取組

- ◎ **全国安全週間（準備期間を含む）**  
（準備期間：6月1日～6月30日、本週間：7月1日～7月7日）
- ◎ **全国労働衛生週間（準備期間を含む）**  
（準備期間：9月1日～9月30日、本週間：10月1日～10月7日）
- ◎ **化学物質管理強調月間**  
（実施期間：2月1日～2月28日）

### 令和8年度に新たにご協力をお願いする取組

- ◎ 「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーンふくしま**」  
（準備期間：4月1日～4月30日、実施期間：5月1日～9月30日）
- ◎ 「**STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま**」  
（準備期間：12月1日～12月14日、運動期間：12月15日～2月28日）
- ◎ 「**職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま**」（仮称）  
（実施期間：9月1日～11月30日）

この3つのキャンペーンを併せて**福島労働局安全衛生三大キャンペーン**として打ち出していきたいと考えています

### <共通の取組事項>

- 1 広報媒体を通じた**広報の実施**（機関誌等への記事の掲載）
- 2 それぞれの週間、月間、キャンペーン期間に応じた会員事業場等を対象とした**講習会（説明会）等の開催**
- 3 それぞれの週間、月間、キャンペーン期間における**会員事業場等が実施する取組についての指導**
- 4 その他、それぞれの週間、月間、キャンペーン期間にふさわしい**行事等の実施**

### <上記以外の取組事項>

- 1 **全国安全週間における取組**  
会員事業場等に対する**安全パトロールの実施**（報道機関に同行させるなど波及効果にも配慮を）
- 2 「**職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま**」（仮称）における取組  
11月に開催される「**過労死等防止対策推進シンポジウム**」の**会員事業場等への参加勧奨**

### ◎ **労働局・労働基準監督署で対応できること**

- 1 講習会（説明会）等の講師については、労働局又は労働基準監督署の職員を派遣することが可能（事前にご相談を）。
- 2 安全パトロールについては、労働局又は労働基準監督署の職員と合同で実施することも可能（事前にご相談を）。

※「職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま」（仮称）については、福島県医師会、福島産業保健総合支援センター、日本労働安全衛生コンサルタント会福島支部にも協力を求めている、講師派遣のご要望があれば、まずは当課までご相談いただきたい。



# 5 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンふくしま」

## 労働安全衛生規則の改正 (令和7年4月15日公布、6月1日施行)

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者に義務付けられました。

### 対象作業

気温31度以上  
又は  
WBGT値  
28度以上

の環境下で

連続1時間以上  
又は  
1日4時間  
を超えて

実施が見込まれる  
作業

### 実施事項

#### ① 報告体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備する。

#### ② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成する。

#### ③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知する。

## 職場における熱中症防止のためのガイドライン (令和8年3月策定)

令和7年に熱中症対策に係る安衛則が改正され、全国的に、死亡者数については減少したものの、死傷者数については大幅に増加したこと等を踏まえ、厚生労働省において「職場における熱中症防止対策に係る検討会」を設置し、検討を行ってきたところです。

熱中症予防対策については、これまで「**職場における熱中症予防基本対策要綱**」において基本的な実施事項を定め、「**STOP!熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱**」において重点実施事項を定めていたところですが、検討会における報告書を踏まえ、これらと改正安衛則の内容を盛り込んだ「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」が策定されました。

ガイドラインについては概要をまとめたリーフレットを作成予定であるため、改正安衛則と併せて周知をお願いします

### 熱中症による労働災害発生状況【全国】 (令和7年12月末速報値)

- 死亡者数  
令和6年 30人 → 令和7年 15人
- 死傷者数  
令和6年 1,195人 → 令和7年 1,681人

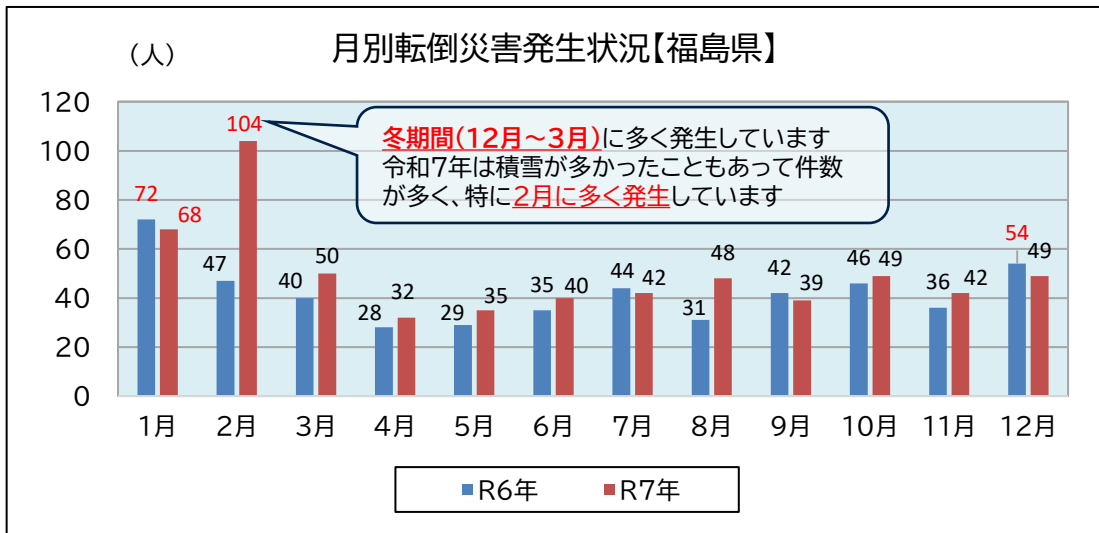
# 6 「STOP!転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま」

## ●冬期間における労働災害防止の取組について

冬季においては、降雪や凍結等による転倒災害や交通労働災害など**冬季特有の労働災害が多発**しているほか、令和7年2月に、温泉施設において源泉管理を行う労働者が源泉の下流にある点検口の周囲に出来た雪洞内で**硫化水素中毒により死亡する災害が発生**したことから、冬期間における労働災害防止については、令和7年度より、転倒災害防止を引き続き重点としつつ、冬季特有災害全般についての防止を内容とする

「**STOP!転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま**」を展開することとしています。

準備期間：12月1日～12月14日 運動期間：12月15日～2月28日



※労働者死傷病報告（休業4日以上）による。  
 ※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。  
 ※令和7年は令和8年2月末時点の速報値。

**STOP! 転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーン ふくしま**

準備期間：令和7年12月1日～令和7年12月14日  
 運動期間：令和7年12月15日～令和8年2月28日

福島県内では、毎年12月から2月にかけて、降雪や凍結、気温といった冬の気象条件に起因する冬季特有の労働災害が多発しています。雪が降り始める前から対策を行い、冬の労働災害を防止しましょう。

**転倒 注意**

令和6年に福島県内で発生した転倒災害のうち約35%が冬季に集中して発生しています。特に、降雪量の多かった2月は前年に比べて2倍以上の転倒災害が発生しています。

令和6年冬季の転倒災害では、被災者の年齢が50歳以上の事例が全体の約70%を占めています。高齢者が転倒すると骨折を伴うケースが多く休業期間が長期化する傾向があります。令和6年冬季の転倒事例でも全体の約65%が1ヶ月以上の休業を要しています。

**中毒災害 注意**

- 換気の不十分な場所での石油ストーブや発電機の使用時には**一酸化炭素中毒**に注意
- 温泉関係施設等での**硫化水素中毒**に注意

令和7年2月には、福島県内の温泉施設で源泉管理の作業中に硫化水素中毒により労働者2名が死亡する災害が発生しています

**交通災害 注意**

雪道や凍結した路面での**交通災害**に注意

**その他**

- 雪降りし作業での**墮落・転落**に注意
- 雪かき作業での**墮落**に注意

福島労働局

**STOP! 転倒災害 冬の労働災害防止 キャンペーン ふくしま**

準備期間：令和7年12月1日～令和7年12月14日  
 運動期間：令和7年12月15日～令和8年2月28日

転倒災害の防止  
 一酸化炭素中毒・  
 硫化水素中毒の防止  
 交通労働災害の防止  
 など

冬季のキャンペーンでもカードを活用した取組をお願いします

福島労働局

# 7 「職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま」(仮称)

## <取組に至った背景>

全国的に精神障害の労災支給決定件数が増加の一途を辿っており、またこうした状況を踏まえ、改正労働安全衛生法において小規模事業場に対し、ストレスチェックが義務化されることになった。

## 労働安全衛生法の改正(令和7年5月8日成立、5月14日公布)

### ●職場のメンタルヘルス対策の推進【公布後3年以内に政令で定める日から施行】

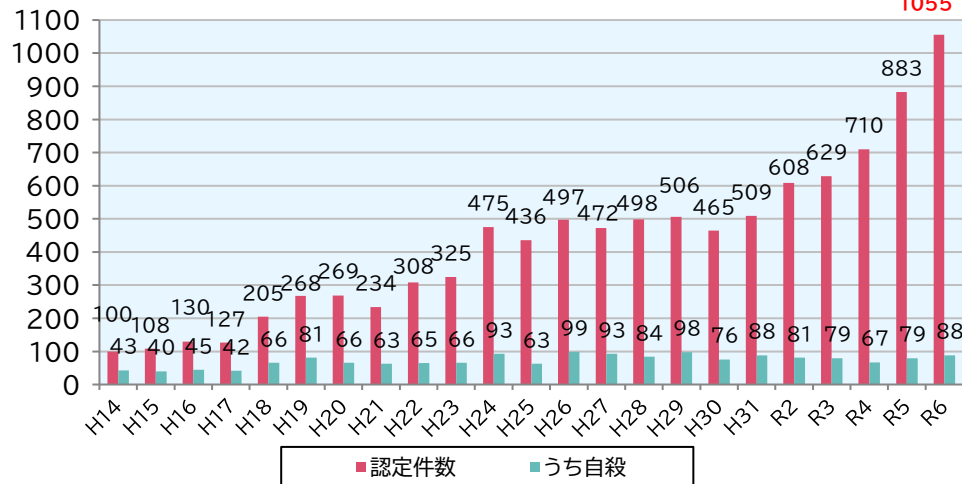
ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務としました。

小規模事業場が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即した「[小規模事業場ストレスチェック制度マニュアル](#)」が作成されており、また医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる[地域産業保健センターの体制が拡充される](#)見込みとなっています。

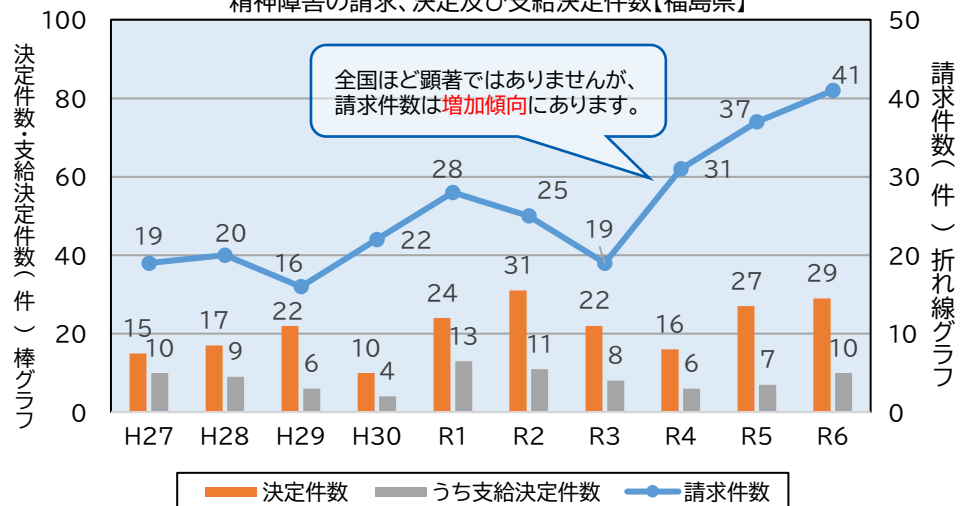


労働者数50人未満の小規模事業場に対して、法施行までの間に、ストレスチェック等が義務化されたこと、「[小規模事業場ストレスチェック制度マニュアル](#)」等の周知を図るため、「[職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま](#)」(仮称)を展開することとしたもの。

精神障害の労災支給決定件数の推移【全国】



精神障害の請求、決定及び支給決定件数【福島県】



## 7 「職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま」(仮称)

### ● 「職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま」(仮称)

短期的には、改正労働安全衛生法(労働者数50人未満の小規模事業場に対するストレスチェック等義務化)への対応が主な目的ではありますが、精神障害の労災請求事案が年々増加している中、長期的には事業場に対しメンタルヘルス対策の浸透を図る必要があると考えており、そのためには関係団体・関係機関のご協力を得ながら、取組の規模を大きくして報道機関に取り上げてもらう必要があると考えています。

そのため、今般「**職場のメンタルヘルスを考えようキャンペーンふくしま**」(仮称)を展開することとしたものです。

実施期間：9月1日～11月30日

#### 【関係団体を取組をお願いしたい事項】

- キャンペーン期間中における**説明会や研修会の開催**。  
※初年度(令和8年度)は準備期間も少ないことから、全国労働衛生週間準備期間における説明会を活用した取組としていただいても構いませんが、令和9年度以降は単独での開催もご検討願います。  
※可能であれば、会員以外の方も参加できるようにしていただくこともご検討願います。
- **ストレスチェック実施の窓口**となっていただくこと。  
※中災防が実施するストレスチェックについて、基準協会が窓口となることが可能であるとお聞きしましたので、事業場が安心して申し込みができる申込先となっていただきたい。  
※可能であれば、会員以外の方も申し込み可能としていただくこともご検討願います。

#### 【労働局における取組案】

- キャンペーン期間の初週に、協会けんぽ福島支部(令和8年1月に連携協定締結済)等と連携して、局主催の説明会を開催し、広くキャンペーンを発信する。
- 各行政機関や各団体等の取組(説明会や研修会の案内)、福島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターで実施している支援策、参考資料(マニュアル等)掲載サイト等を、1つのパンフレットに集約し、各行政機関や各団体等、報道機関を通じて広く発信する。

## 8 能力向上教育の受講勸奨について

令和8年度の安全衛生業務を推進するに当たり、労働基準監督署に対して**能力向上教育の受講勸奨**について指示しました。

### 趣旨

事業場において自発的に安全衛生対策に取り組んでいただくためには、それぞれの事業場における**安全衛生の中核を担う人たちが**非常に重要となりますが、安全管理者や衛生管理者が選任されていない小規模事業場においては**各種資格の有資格者**などに中核を担っていただく必要があると考えられるためです。

特に、今後、小規模事業場におけるストレスチェックが義務化されることから、ますます事業場において安全衛生の知識を持ったリーダー（主には、安全衛生推進者や衛生推進者）の役割が非常に重要になってくると考えられます。



受講者の安全衛生に関する知識がアップデートされるよう、**改正労働安全衛生法等を含め最新の法令、指針等について、その内容も含めて説明**をしていただけるよう講師の方々へ説明をお願いします。

### 参考

能力向上教育については、安衛法第19条の2において事業者の**努力義務**とされており、同条第2項にある指針が定められています。

#### ●労働安全衛生法第19条の2(安全管理者等に対する教育等)

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」

## 9 福島労働局公式Xによる情報提供

### 福島労働局公式 X (旧 Twitter) アカウントとしてリニューアルしました

福島労働局では、令和4年度より福島労働局職業安定部公式アカウントを開設し、職業安定行政に関する情報を中心にお届けしてまいりました。

今後は、より幅広く雇用、労働に関する各種法令や施策の施行、イベントに関する情報などを広く国民の皆様にお届けするため、福島労働局公式アカウントとしてリニューアルし、幅広い層に必要な情報を提供しますので、会員の皆さまへ登録の勧奨を実施していただくようお願いします。



福島労働局安定部・ハローワーク  
公式マスコットキャラクター 福まる

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 福島労働局 厚生労働省福島労働局 令和7年12月26日発表	福島労働局 雇用環境・均等室
	室長 上野 由佳
	監理官 田村 美登理
	室長補佐 長面川 昌弘
担当	電話 024-536-2777

### 福島労働局公式 X (旧 Twitter) アカウントとしてリニューアルしました

福島労働局（局長 岡田直樹）では、令和4年度より福島労働局職業安定部公式アカウントを開設し、職業安定行政に関する情報を中心にお届けしておりました。

今後は、より幅広く雇用、労働に関する各種法令や施策の施行、イベントに関する情報などを広く国民の皆様にお届けするため、福島労働局公式アカウントとしてリニューアルし、幅広い層に必要な情報を提供しますので、周知への御協力をお願いします。

【福島労働局公式 X 概要】

- ◆運用開始日  
令和8年1月1日
- ◆アカウント名  
福島労働局【公式】@FKSMmhlw
- ◆発信内容
  - ・雇用、労働に関する各種法令、施策の施行について
  - ・イベントの開催について
  - ・その他、労働行政に関する情報 等
- ◆アイコン
- ◆URL、QRコード



<https://x.com/FKSMmhlw>

